

1-1 越谷市中央市民会館4階 第5相談室 ☎・FAX 960-7341

福祉作業所

市内在住の15歳以上の心身に障がいのある方で、自宅から通所ができ、作業および集団生活が可能と思われる方
 在宅の心身障がい者の方に作業を通じて自立への援助を図り、社会参加への自信を深めていくことを目的としています。市内には、「やまびこ福祉作業所」「虹の家」「工房 森のこかげ」があります。



ふれあい療育相談

特別支援学校(養護学校)または特別支援学級に通っている、小学1年生から小学3年生までの児童とその保護者
 専門的知識を有する人(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士)による児童へのグループ学習や保護者の個別相談、保護者同士の交流や情報交換などを行います。参加方法:利用登録が必要です。

※簡単な状況調査および個別面談を実施します。

職親制度

知的障がい者を一定期間登録された職親に預け、技能習得や生活指導を行います。

手当・年金等

障害福祉課障害福祉係

☎453・428

24 障がい児(者)生活サポート事業
 市内に登録した団体が、在宅の障がい児(者)または家族の必要に応じて身近な場所で一時預かりや送迎(自宅等と預かり場所の一定区間の送迎サービス)を行います。年間150時間以内(年度途中の登録は月数×12・5時間)の利用ができ、利用料は1時間当たり700円です(18歳未満の場合は保護者の前年所得に応じた負担額)。現在、「八潮市手をつなぐ親の会」とともにステップ(草加市内):一時預かり・送迎

八潮市手をつなぐ親の会:一時預かり・送迎

一時預かり
 ※利用者登録は、障害福祉課で受け付けています。

特別障害者手当

20歳以上であって精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。ただし、施設に入所中の方および継続して3カ月を超えて病院等に入院している方は除きます。
 月額2万6440円を年4回(2月、5月、8月、11月)支給します。
 ※所得制限があります。

障害児福祉手当

20歳未満であって日常生活に極度に制限のある方(療育手帳A、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障がい者等)
 月額1万4380円を年4回(2月、5月、8月、11月)支給します。
 ※所得制限があります。

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している保護者の方
 ① 身体に重・中度の障がいまたは長期にわたり安静を要する状態にある方(おおむね身体障害者手帳1〜3級と4級の一方)
 ② 精神の障がいであって①と同程度の状態にある方
 ③ 身体または精神の障がいがある場合であって、①または②と同程度の方
 ※所得制限があります。
 ※施設に入所している方は該当しません。

在宅重度心身障害者手当

市内に居住する障がい者(児)で、身体障害者手帳が1、2級、療育手帳がA、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障害者手当、障害児福祉手当等を受けていない方に支給されます。ただし、施設に入所している方は除きます。また、受給者が住民税を課されている方は支給が停止されます。
 月額5000円を毎年度9月・3月に支給します。

児童扶養手当

父親がいないか、または父親が障がい者(年金を受給していない)で18歳未満(一定の障がいがある場合は20歳未満)の子どもがいる場合に支給されます。
 支給額は要件によって異なりますので、窓口でご確認ください。
 ※所得制限があります。

障害基礎年金

国民年金法で定める障がいの程度が1級または2級(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する方
 1級:年額99万1000円
 2級:年額79万2100円

特別障害給付金

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
 ① 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度等の配偶者であって、当時任意加入していた期間内に初診日(障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいがある方。
 ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限ります。
 1級:月額5万円



心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者で、次の要件に該当する方
 ① 加入者(保護者)の年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること
 ② 加入時、県内に住んでいること
 ③ 加入者は特別の疾病または障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

更生医療(自立支援医療)

18歳以上で身体障害者手帳をもっている方
 医療保険の対象となる診療のうち、特に障がいの軽減、社会生活を容易にする効果がある治療に対し、医療費負担を軽減することにより医療を受けやすくするものです。この医療は、国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。適用されるのは角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術などです(事前に申請が必要です。障がい状況や所得状況により対象とならない場合があります)。
 ※原則1割負担となります。また、世帯の所得等に応じて1カ月当たりの上限額が設定されます。

精神通院医療(自立支援医療)

精神疾患のため、通院して治療を受けている方
 精神疾患の治療に対し、医療費負担を軽減することにより早期治療、再発予防等を図るものです。
 ※原則1割負担となります。また、世帯の所得等に応じて1カ月当たりの上限額が設定されます。

身体障害者手帳が1〜3級および療育手帳がA、Bの方、精神障害者保健福祉手帳

医療



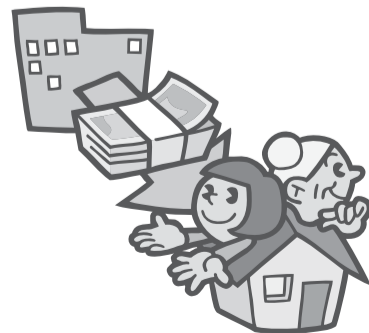
障害福祉課障害福祉係

☎453・428

重度心身障がい者医療費助成

身体障害者手帳が1〜3級および療育手帳がA、Bの方、精神障害者保健福祉手帳

その他の経済的支援



障害福祉課障害福祉係

☎453・428

修学資金の支給

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校および専修学校に在学している方(八潮市に引き続き1年以上住民票を置いて居住していること)

区分		支給額(月額)
高等学校	全日制	10,000円
	定時制	5,000円
	通信制	3,500円
大学	4年制	32,500円
	短期大学	25,500円
高等専門学校	夜学・通信制	17,500円
	専修学校	16,500円
専修学校		6,500円

手帳診断書料の補助

身体障害者手帳の新規・等級変更等を申請する方が住民税非課税世帯の場合、申請時に必要な身体障害者手帳の診断書料を補助(補助上限額5250円)します。条件等の詳細は窓口でご確認ください。